

< 参 考 資 料 >

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名		産業実態調査に関する業務		
主管部課名		区民生活部産業振興センター		
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
○	外部委託	変更	令和7年8月1日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	当該業務では、区内事業者の経営状況や課題、今後の方向性等の経営実態のほか、区民の生活行動や区内産業に対する認識等を把握し、産業振興計画策定・改定及び今後の産業振興施策の検討に向けた基礎資料を作成することを目的に調査を実施している。 無作為抽出した区民リストを委託事業者に引き渡し、アンケート調査票を送付・回収した結果を分析させる委託を行っているが、委託業務効率化のため、アンケート調査票の封入封緘・発送業務を再委託することに伴う自己点検を実施する。 【外部委託】 アンケート調査票の封入封緘・発送業務を再委託する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果		令和 年 月 日		
		報告了承		
		以下のとおり		
		()		
備考				

外部委託の記録1

業務の名称	産業実態調査		に関する業務
部課名	区民生活部産業振興センター		
委託先の区分	民間事業者		
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続		
委託の内容	調査票送付、回収、実地調査 分析・報告書作成		
再委託の内容・理由	調査票送付に係る封入封緘・発送業務を再委託する。		
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☒ 文書 ☒ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☐ その他: 外部結合による授受		

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	電話番号
5	メールアドレス
6	住居等異動状況
7	資産の状況
8	債権・債務状況
9	建物の状況
10	土地の状況
11	収入の状況
12	家族構成
13	要望・苦情の内容
14	団体加入の状況
15	職業
16	職歴
17	勤務先
18	役職
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	産業実態調査に関する業務
主管部課名	区民生活部産業振興センター
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	区内産業実態を把握し、振興を図るため

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	調査票送付
	イ	調査票回収
	ウ	実地調査
	エ	分析・報告書作成
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)	調査票送付(封入封緘・発送業務)	

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
		ア	イ	ウ	エ	☐	・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉
							委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1						☐	
2						☐	
3						☐	
4						☐	
5						☐	
6						☐	
7						☐	
8						☐	
9						☐	
10						☐	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	産業実態調査に関する業務
主管部課名	区民生活部産業振興センター
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	区内産業実態を把握し、振興を図るため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	仕様書に記載する
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>	仕様書に記載する
無 ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	仕様書に記載する
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	仕様書に記載する
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	仕様書に記載する
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	仕様書に記載する
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	仕様書に記載する
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	仕様書に記載する
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ〉	仕様書に記載する
無 ⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ〉	
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	仕様書に記載する
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。仕様書に個人情報の管理の状況についての検査に関する事項を記載する。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	書面での確認を基本とし、必要があると認める場合に立ち入り調査を実施する。
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	委託先と再委託先の契約において再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及び①～⑭の措置に関して確認を行い、個人情報を適切に管理させる。また、必要に応じて、委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施する。
無 ⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	USBの対面授受とし、持ち運びの際は鍵付きの鞆等に入れる。また、該当ファイルにはパスワードをかける。

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	被災者生活再建支援に関する業務			
主管部課名	保健福祉部管理課、区民生活部地域課、危機管理室防災課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
○	外部提供	新規	令和7年8月1日	災害対策基本法第90条の3及び4
	電算入力		令和 年 月 日	
○	外部結合	新規	令和7年8月1日	
案件の概要	災害時に区が作成する被災者台帳の情報を、東京都が管理する災害時都民台帳システムに提供することにより、各区市町村が保有する被災者生活再建支援システム内の被災者情報が集約・集計され、都各局が実施する生活再建支援業務等の効率化・迅速化を図る。また、集約・集計された情報に基づき、圏域を越えて避難した被災者情報を区市町村で共有することで、広域的かつ効果的な被災者支援を実現する。 【外部提供・外部結合】 災害時都民台帳システムを利用して、被災者情報を区市町村で共有し、広域的かつ効果的な被災者支援を実施するため、新たに東京都へ外部提供及び外部結合を行う。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

外部提供の記録1

業務の名称	被災者生活再建支援		に関する業務
部課名	保健福祉部管理課、区民生活部地域課、危機管理室防災課		
外部提供を受ける者	東京都		
外部提供を受ける者の利用目的	各区市町村が保有する被災者生活再建支援システム内の被災者情報を集約・集計し、生活再建支援業務等の効率化・迅速化を図るため		
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☒ 法令根拠あり ☐ 相当の理由がある	
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号
外部提供の方法	上記の法令根拠 又は 相当の理由	災害対策基本法第90条の3及び4	
	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☐ その他:		
外部提供の相手方に求めた措置の内容	外部結合による提供	外部結合の記録 1 のとおり	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	続柄
6	家族構成
7	住所等異動状況
8	建物の状況
9	被災状況
10	被災者生活再建状況
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	被災者生活再建支援に関する業務
主管部課名	保健福祉部管理課、区民生活部地域課、危機管理室防災課
業務の根拠法令等	災害対策基本法第90条の3及び4
利用目的(全体)	災害(大規模・小規模)により被災した方に対する、り災証明書交付及び各種生活再建支援を的確に実施するため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称					
	部課名					
	目的外利用を行う理由					
外部提供	外部提供先の種別	行政機関				
	外部提供先(詳細)	東京都				
	外部提供の方法	外部結合			方法(詳細)	LGWAN回線

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑ 災害時都民台帳システムで情報共有して広域的かつ効果的な被災者支援を行うため	11		
2	住所	☑ 災害時都民台帳システムで情報共有して広域的かつ効果的な被災者支援を行うため	12		
3	性別	☑ 災害時都民台帳システムで情報共有して広域的かつ効果的な被災者支援を行うため	13		
4	生年月日	☑ 災害時都民台帳システムで情報共有して広域的かつ効果的な被災者支援を行うため	14		
5	続柄	☑ 災害時都民台帳システムで情報共有して広域的かつ効果的な被災者支援を行うため	15		
6	家族構成	☑ 災害時都民台帳システムで情報共有して広域的かつ効果的な被災者支援を行うため	16		
7	住所等異動状況	☑ 災害時都民台帳システムで情報共有して広域的かつ効果的な被災者支援を行うため	17		
8	建物の状況	☑ 災害時都民台帳システムで情報共有して広域的かつ効果的な被災者支援を行うため	18		
9	被災状況	☑ 災害時都民台帳システムで情報共有して広域的かつ効果的な被災者支援を行うため	19		
10	被災者生活再建状況	☑ 災害時都民台帳システムで情報共有して広域的かつ効果的な被災者支援を行うため	20		

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	被災者生活再建支援に関する業務
主管部課名	保健福祉部管理課、区民生活部地域課、危機管理室防災課
業務の根拠法令等	災害対策基本法第90条の3及び4
利用目的(全体)	災害(大規模・小規模)により被災した方に対する、り災証明書交付及び各種生活再建支援を的確に実施するため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部提供】 保有個人情報等を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 災害対策基本法第90条の3及び4
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
☑	⑤	個人情報を提供するに当たり、 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

外部結合の記録1

業務の名称	被災者生活再建支援	に関する業務
部課名	保健福祉部管理課、区民生活部地域課、危機管理室防災課	
外部結合の相手方	東京都 ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☒ LGWAN回線 ☐ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☐ その他:	
外部結合を行う理由	災害時都民台帳システムで都内各自治体が情報共有して広域的かつ効果的な被災者支援を行うため	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	東京都	
関連帳票	外部提供の記録 1	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	続柄
6	家族構成
7	住所等異動状況
8	建物の状況
9	被災状況
10	被災者生活再建状況
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	続柄
6	家族構成
7	住所等異動状況
8	建物の状況
9	被災状況
10	被災者生活再建状況
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	被災者生活再建支援に関する業務
主管部課名	保健福祉部管理課、区民生活部地域課、危機管理室防災課
業務の根拠法令等	災害対策基本法第90条の3及び4
利用目的(全体)	災害(大規模・小規模)により被災した方に対する、り災証明書交付及び各種生活再建支援を的確に実施するため

システム名	災害時都民台帳システム
外部結合を行う業務の内容	災害時都民台帳システムで都内各自治体が情報共有して広域的かつ効果的な被災者支援

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
1	氏名	氏名	☒	災害時都民台帳システムで都内各自治体が情報共有して広域的かつ効果的な被災者支援を行うため
2	住所	住所	☒	災害時都民台帳システムで都内各自治体が情報共有して広域的かつ効果的な被災者支援を行うため
3	性別	性別	☒	災害時都民台帳システムで都内各自治体が情報共有して広域的かつ効果的な被災者支援を行うため
4	生年月日	生年月日	☒	災害時都民台帳システムで都内各自治体が情報共有して広域的かつ効果的な被災者支援を行うため
5	続柄	続柄	☒	災害時都民台帳システムで都内各自治体が情報共有して広域的かつ効果的な被災者支援を行うため
6	家族構成	家族構成	☒	災害時都民台帳システムで都内各自治体が情報共有して広域的かつ効果的な被災者支援を行うため
7	住所等異動状況	住所等異動状況	☒	災害時都民台帳システムで都内各自治体が情報共有して広域的かつ効果的な被災者支援を行うため
8	建物の状況	建物の状況	☒	災害時都民台帳システムで都内各自治体が情報共有して広域的かつ効果的な被災者支援を行うため
9	被災状況	被災状況	☒	災害時都民台帳システムで都内各自治体が情報共有して広域的かつ効果的な被災者支援を行うため
10	被災者生活再建状況	被災者生活再建状況	☒	災害時都民台帳システムで都内各自治体が情報共有して広域的かつ効果的な被災者支援を行うため

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	被災者生活再建支援に関する業務
主管部課名	保健福祉部管理課、区民生活部地域課、危機管理室防災課
業務の根拠法令等	災害対策基本法第90条の3及び4
利用目的(全体)	災害(大規模・小規模)により被災した方に対する、り災証明書交付及び各種生活再建支援を的確に実施するため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
☒	①	外部結合の相手方<第3号>	行政機関	相手方の詳細<第3号関連> 東京都
☒	②	外部結合の方法<第4号>	LGWAN回線	その他の場合の詳細<第4号関連>
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
☒	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
☒	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>	根拠	根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部結合による提供】 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。
			具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 災害対策基本法第90条の3及び4
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
☒	⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。	
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名		ウィッグ購入費等助成に関する業務		
主管部課名		在宅医療・生活支援センター、健康推進課		
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和7年11月1日	杉並区ウィッグ購入費等助成金交付要綱
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
○	電算入力	変更	令和7年11月1日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	区では令和5年度から、がん治療に伴う外見の変化によるがん患者の就労継続、社会参加等を支援するとともに、心理的・経済的な負担を軽減するため、ウィッグ等及び胸部補整具の購入又はレンタルに要する経費の全部又は一部を助成する業務を行ってきた。 今回、東京都の補助金交付要綱の改正や他自治体の動向を踏まえ、以下のとおり、助成内容の変更を行う。 1 対象者 がん患者のみならず、それ以外の疾病、治療、外傷等に伴う外見の変化に悩みを抱えている患者 2 助成品目 従来の品目(ウィッグ等、胸部補整具)に加えて、以下の品目を追加する。(助成品目を総称して「アピアランスケア用品」という) (1)エビテーゼ(人口補整具) (2)帽子(毛付き帽子、医療用帽子含む) (3)その他区長が認めたもの ただし、治療費、メイク用品、メンテナンス用品は除く。 3 助成金額 助成対象品の購入費用等(消費税を含む自己負担額)の全額(上限100,000円) また、複数の対象品目を合算して申請可能とする。 4 助成回数 1生涯で2回まで 5 申請に必要な書類 ・杉並区ウィッグ購入費等助成金交付申請書兼請求書 (助成内容の見直しに伴い、申請上必要な情報を従来の様式に追加、修正したもの。) ・診療明細書、お薬手帳、治療方針計画書、診断書等、疾病の治療や外相等に伴う外見の変化を証明する書類の写し又は別に定める主治医意見書 ・アピアランスケア用品を購入し、又はレンタルした日付及び金額の明細が分かる領収書等 ・助成金の振り込み口座を確認できる書類(通帳、キャッシュカード等)の写し ・その他区長が必要と認める書類 【対象業務名の変更】 対象者の拡大に伴い、「がん患者のウィッグ購入費等助成に関する業務」から「ウィッグ購入費等助成に関する業務」へ業務名称を変更する。また、電子計算組織の名称を「がん患者のウィッグ購入費等助成金交付システム」から「ウィッグ購入費等助成金交付システム」へ名称を変更する。 【個人情報の保有等】 ・個人情報の利用目的を「がん患者のウィッグ等購入費等助成業務を行うため」から「ウィッグ購入費等助成業務を行うため」に変更する。 ・ウィッグ購入費等の助成を行うにあたり、「がんの治療を行った医療機関名・診療科」等5項目を削除し、「申請内容」等2項目を記録する。 【電算入力】 ウィッグ購入費等の助成を効率的で正確に行うため、「がんの治療を行った医療機関名」等3項目を削除し、「申請内容」を記録する。			
	デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()		
備考				

個人情報の保有の記録

業務の名称	ウィッグ購入費等助成 に関する業務	
部課名	在宅医療・生活支援センター、健康推進課	
個人情報の利用目的	ウィッグ購入費等助成業務を行うため	
対象となる個人の範囲	助成金の申請者、助成金の対象者	
個人情報の取得方法	☒ 本人から取得 ☐ 本人以外から取得	
	本人以外から取得の根拠又は理由	
個人情報の記録の方法	☒ 文書(紙) ☐ 共有フォルダ ☒ 電子計算組織 ☐ その他:	
電子計算組織の名称 (記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	ウィッグ購入費等助成金交付システム
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
個人情報の記録の内容	氏名	金融機関名・支店名	がんの治療を行った医療機関名・診療科	ウィッグ等胸部補正具を	
	住所	預金種別・口座番号	がんの治療を行った主治医名	購入又はレンタルした際の	
	電話番号	口座名義(フリガナ)	がんの部位または病名	領収書	
	生年月日		治療方法	ウィッグ購入費等の領収	
	住定年月日		申請内容	書	
	住民年月日				
	宛名番号				
	印影				
	申請年月日				

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	ウィッグ購入費等助成に関する業務
主管部課名	在宅医療・生活支援センター、健康推進課
業務の根拠法令等	杉並区ウィッグ購入費等助成金交付要綱
利用目的(全体)	ウィッグ購入費等助成業務を行うため

対象となる個人の範囲 (第1号)	助成金の申請者、助成金の対象者
---------------------	-----------------

No	保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉	・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉
		☒ 利用目的	☒ 変更前の利用目的との相当の関連性	☒ 利用目的を明示する方法等	☒ 根拠法令又は相当の理由
1	申請内容	☒ 資格要件を確認し、助成金を支給するため。	☐	☒ 申請書・区ホームページに記載	☐
2	ウィッグ購入費等の領収書	☒ 資格要件を確認し、助成金を支給するため。	☐	☒ 申請書・区ホームページに記載	☐
3		☐	☐	☐	☐
4		☐	☐	☐	☐
5		☐	☐	☐	☐
6		☐	☐	☐	☐
7		☐	☐	☐	☐
8		☐	☐	☐	☐
9		☐	☐	☐	☐
10		☐	☐	☐	☐

電子計算組織への記録

電子計算組織 の名称	ウィッグ購入費等助成金交付システム		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	ウィッグ購入費等助成	在宅医療・生活支援センター 健康推進課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	申請年月日
2	申請者氏名(フリガナ)
3	申請者住所
4	申請者電話番号
5	対象者(患者)氏名(フリガナ)
6	対象者(患者)住所
7	対象者(患者)生年月日
8	対象者(患者)電話番号
9	がんの治療を行った医療機関名
10	がんの部位又は病名
11	がん治療を証明する書類の種類
12	購入(レンタル)品目
13	助成金申請金額
14	住民登録の有無
15	対象者(患者)住定年月日
16	対象者(患者)住民年月日
17	対象者(患者)宛名番号
18	申請内容
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	ウィッグ購入費等助成に関する業務
主管部課名	在宅医療・生活支援センター、健康推進課
業務の根拠法令等	杉並区ウィッグ購入費等助成金交付要綱
利用目的(全体)	ウィッグ購入費等助成業務を行うため

システム名	ウィッグ購入費等助成金交付システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	助成金の交付状況を管理するため。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由			☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1	申請内容	☒ 正確で効率的な事務処理を実施するため。	11		
2		☐	12		
3		☐	13		
4		☐	14		
5		☐	15		
6		☐	16		
7		☐	17		
8		☐	18		
9		☐	19		
10		☐	20		

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	ウィッグ購入費等助成に関する業務
主管部課名	在宅医療・生活支援センター、健康推進課
業務の根拠法令等	杉並区ウィッグ購入費等助成金交付要綱
利用目的(全体)	ウィッグ購入費等助成業務を行うため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報等を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>															
☒	①	対象者数 <第2号ア>	400	人	☒	②	操作員数 <第2号イ>	6	人	☒	③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員	操作員の詳細 <第2号ウ関連>	常勤職員・会計年度任用職員
☒	④	データ処理件数 <第2号エ>	400	件	☒	⑤	操作端末種別 <第2号オ>	内部情報系端末 (switchPC)	(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>						
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>															
確認事項								確認事項への具体的対応・代替措置等							
☒	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など						☒	バックアップ	自動で日次バックアップを行う。					
								☒	データの暗号化	データは全て暗号化されている。					
								☒	ログの取得管理	ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を行っている。					
								☒	パスワード認証	区職員PCのログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。					
								無	ICカード認証						
								無	生体認証						
								☒	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。					
								☒	ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。					
								☒	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。					
								無	(その他)						
☒	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>						SDドライブに情報を保管し、ログイン権限を在宅医療・介護連携推進係員に限定している。							
☒	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>						在宅医療・生活支援センターの情報セキュリティ実施手順に基づいて運用。							

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	杉並区防犯機器等購入補助事業に関する業務			
主管部課名	危機管理室危機管理対策課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	新規	令和7年9月1日	
○	外部委託	新規	令和7年9月1日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
○	電算入力	新規	令和7年9月1日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	本件は、空き巣や強盗等の侵入盗被害防止に有用とされる防犯機器等の購入及び設置にかかる費用の一部を補助するもので、区民の安全な生活を確保すると同時に防犯意識の高揚を図ることを目的としている。 当該補助事業を実施するにあたり、申請受付、審査、補助金振込データの作成等に関する事務について外部委託を行う。 また、申請状況や審査に関する情報を適切に管理し、補助金交付決定にかかる事務処理を正確かつ効率的に行うため、「杉並区防犯機器等購入補助管理システム」を設置する。 1 対象者 令和7年7月1日以降に防犯機器等を購入した世帯の世帯主または世帯員 (購入場所は区内・区外を問わない。) 2 対象機器 防犯カメラ、カメラ付きインターホン、面格子、防犯砂利、鍵の交換など侵入盗対策に有用な防犯機器の購入費 (工事費含む。複数の機器を購入して申請することも可能) 3 補助内容 対象機器の購入・設置費用の4分の3(上限3万円) (都の負担額は上限2万円、区の負担額は上限1万円) 4 補助回数 世帯ごとに1回限り 5 申請期間及び申請方法 令和7年9月1日～令和8年3月2日(予算に達し次第終了) 電子申請・郵送申請のみ 【個人情報の保有等】 防犯機器等購入補助事業に係る「氏名」等13項目を新たに保有する。 【外部委託】 申請受付、審査、補助金振込データの作成、交付決定通知発送業務及び手続にかかる区民間問合せ対応を外部委託により行う。 【電算入力】 「杉並区防犯機器等購入補助管理システム」を設置し、「氏名」等11項目を記録する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日			
	報告了承			
	以下のとおり			
	()			
備考				

個人情報の保有の記録

業務の名称	杉並区防犯機器等購入補助事業		に関する業務
部課名	危機管理室危機管理対策課		
個人情報の利用目的	強盗や空き巣などの侵入盗被害防止を目的とした防犯機器等の購入及び設置費用を補助する補助事業を適正に実施するため。		
対象となる個人の範囲	補助の申請者		
個人情報の取得方法	☒ 本人から取得 ☐ 本人以外から取得		
	本人以外から取得の根拠又は理由		
個人情報の記録の方法	☒ 文書(紙) ☐ 共有フォルダ ☒ 電子計算組織 ☐ その他:		
電子計算組織の名称 (記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	杉並区防犯機器等購入補助管理システム	
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		

	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
個人情報の記録の内容	氏名	建物の状況		機器設置・導入経費	
	住所	機器設置状況		申請・設置完了年月日	
	本人確認資料の記載事項	【部会の意見を受けて修正】		補助金額	
	電話番号			口座	
	印影			補助金交付状況	
	世帯の状況				
	メールアドレス				

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	杉並区防犯機器等購入補助事業に関する業務
主管部課名	危機管理室危機管理対策課
業務の根拠法令等	杉並区防犯機器等購入補助金交付要綱
利用目的(全体)	杉並区防犯機器等購入補助事業を行うため。

対象となる個人の範囲 (第1号)	杉並区防犯機器等購入補助事業に申請した者
---------------------	----------------------

No	保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉	・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉
		☒ 利用目的	☒ 変更前の利用目的との相当の関連性	☒ 利用目的を明示する方法等	☒ 根拠法令又は相当の理由
1	氏名	☒ 当該補助事業に申請した者を管理するため。	無	☒ 区HPに記載する。	無
2	住所	☒ 当該補助事業に申請した者を管理するため。	無	☒ 区HPに記載する。	無
3	本人確認資料の記載事項	☒ 当該補助事業に申請した者を管理するため。	無	☒ 区HPに記載する。	無
4	電話番号	☒ 当該補助事業に申請した内容に関する問い合わせ等を行うため。	無	☒ 区HPに記載する。	無
5	印影	☒ 当該補助事業に申請した者を管理するため。	無	☒ 区HPに記載する。	無
6	世帯の状況	☒ 申請要件の確認に必要となるため。	無	☒ 区HPに記載する。	無
7	メールアドレス	☒ 当該補助事業に申請した内容に関する問い合わせ等を行うため。	無	☒ 区HPに記載する。	無
8	建物の状況 機器設置状況 【部会の意見を受けて修正】	☒ 当該補助事業の補助を受け購入・設置した現場状況を確認するため。	無	☒ 区HPに記載する。	無
9	機器設置・導入経費	☒ 対象機器の購入・設置費用を把握するため。	無	☒ 区HPに記載する。	無
10	申請・設置完了年月日	☒ 申請要件の確認に必要となるため。	無	☒ 区HPに記載する。	無

保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報		1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉	・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☒ 利用目的	☒ 変更前の利用目的との相当の関連性	☒ 利用目的を明示する方法等	☒ 根拠法令又は相当の理由	
No						
11	補助金額	☒ 当該補助事業に申請した者への補助金額を把握するため。	無	☒ 区HPに記載する。	無	
12	口座	☒ 当該補助事業の補助金の振込先口座を確認するため。	無	☒ 区HPに記載する。	無	
13	補助金交付状況	☒ 当該補助事業に申請した者への補助金交付状況を把握するため。	無	☒ 区HPに記載する。	無	
14		☐	☐	☐	☐	
15		☐	☐	☐	☐	
16		☐	☐	☐	☐	
17		☐	☐	☐	☐	
18		☐	☐	☐	☐	
19		☐	☐	☐	☐	
20		☐	☐	☐	☐	
21		☐	☐	☐	☐	
22		☐	☐	☐	☐	
23		☐	☐	☐	☐	

外部委託の記録1

業務の名称	杉並区防犯機器等購入補助事業		に関する業務
部課名	危機管理室危機管理対策課		
委託先の区分	民間事業者		
委託の期間	☒ 単年度 ☐ 継続		
委託の内容	助成事業に関する以下の業務。 (1)申請受付・審査・補助金振込データの作成・交付/不交付決定通知発送業務 (2)コールセンター設置・運営業務		
再委託の内容・理由			
委託の条件	☒ 個人情報の秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☒ 文書 ☒ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☒ その他: 電子メール 外部結合による授受		

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	本人確認資料の記載事項
4	電話番号
5	印影
6	世帯の状況
7	メールアドレス
8	建物の状況 機器設置状況【部会の意見を受けて修正】
9	機器設置・導入経費
10	申請・設置完了年月日
11	補助金額
12	口座
13	補助金交付状況
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	杉並区防犯機器等購入補助事業に関する業務
主管部課名	危機管理室危機管理対策課
業務の根拠法令等	杉並区防犯機器等購入補助金交付要綱
利用目的(全体)	杉並区防犯機器等購入補助事業を行うため。

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	申請受付・審査・補助金振込データの作成・交付/不交付決定通知発送業務
	イ	コールセンターの設置・運営業務
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○	○			☑	申請受付・審査を行うため。
2	住所	○	○			☑	申請受付・審査を行うため。
3	本人確認資料の記載事項	○	○			☑	申請受付・審査を行うため。
4	電話番号	○	○			☑	問い合わせ対応のため。
5	印影	○	○			☑	申請受付・審査を行うため。
6	世帯の状況	○	○			☑	申請受付・審査を行うため。
7	メールアドレス	○	○			☑	申請受付・申請内容の不備等があった際の申請者との連絡のため。
8	建物の状況 機器設置状況 【部会の意見をを受けて修正】	○	○			☑	申請受付・審査を行うため。
9	機器設置・導入経費	○	○			☑	申請受付・審査を行うため。
10	申請・設置完了年月日	○	○			☑	申請受付・審査を行うため。

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報		委託先等が取扱う保有 個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 ＜第5号＞	
		No	ア	イ	ウ	エ	✓
11	補助金額						
12	口座	○	○			✓	補助金振込データを作成するため。
13	補助金交付状況	○	○			✓	申請者を管理する中で、すでに当該補助金を交付したか否かの交付状況を把握する必要があるため。
14						□	
15						□	
16						□	
17						□	
18						□	
19						□	
20						□	
21						□	
22						□	
23						□	
24						□	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	杉並区防犯機器等購入補助事業に関する業務
主管部課名	危機管理室危機管理対策課
業務の根拠法令等	杉並区防犯機器等購入補助金交付要綱
利用目的(全体)	杉並区防犯機器等購入補助事業を行うため。

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉	
☑	選定に使用した選定基準等
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)	
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉	
☑	契約書等への記載事項
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。))である場合も同様とする。)<第3号イ>
無	④ 【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>
無	⑫ 【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ>
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)	
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉	
☑	確認事項
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>
無	⑰ 【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉

電子計算組織への記録

電子計算組織 の名称	杉並区防犯機器等購入補助管理システム		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	杉並区防犯機器等購入補助事業	危機管理対策課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	申請者 氏名
2	申請者 住所
3	申請者 電話番号
4	建物の状況 機器設置状況【部会の意見を受けて修正】
5	機器設置・導入経費
6	申請・設置完了年月日
7	補助金額
8	口座
9	補助金交付状況
10	補助金不交付の理由
11	メールアドレス
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	杉並区防犯機器等購入補助事業に関する業務
主管部課名	危機管理室危機管理対策課
業務の根拠法令等	杉並区防犯機器等購入補助金交付要綱
利用目的(全体)	杉並区防犯機器等購入補助事業を行うため。

システム名	杉並区防犯機器等購入補助管理システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	杉並区防犯機器等購入補助事業を行うため。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由			☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1	申請者 氏名	☒ 当該補助事業に申請した者を管理するため。	11	メールアドレス	☒ 当該補助事業に申請した内容に関する問い合わせ等を行うため。
2	申請者 住所	☒ 当該補助事業に申請した者を管理するため。	12		☐
3	申請者 電話番号	☒ 当該補助事業に申請した内容に関する問い合わせ等を行うため。	13		☐
4	建物の状況 機器設置状況 【部会の意見を受けて修正】	☒ 当該補助事業の補助を受け購入・設置した現場状況を確認するため。	14		☐
5	機器設置・導入経費	☒ 当該補助事業に申請した者を管理するため。	15		☐
6	申請・設置完了年月日	☒ 当該補助事業に申請した者を管理するため。	16		☐
7	補助金額	☒ 当該補助事業に申請した者への補助金額を把握するため。	17		☐
8	口座	☒ 当該補助事業の補助金の振込先口座を確認するため。	18		☐
9	補助金交付状況	☒ 当該補助事業に申請した者への補助金交付状況を把握するため。	19		☐
10	補助金不交付の理由	☒ 当該補助事業に申請した者への補助金不交付理由を把握するため。	20		☐

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	杉並区防犯機器等購入補助事業に関する業務
主管部課名	危機管理室危機管理対策課
業務の根拠法令等	杉並区防犯機器等購入補助金交付要綱
利用目的(全体)	杉並区防犯機器等購入補助事業を行うため。

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報等を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>															
☒	①	対象者数 <第2号ア>	7500	人	☒	②	操作員数 <第2号イ>	5	人	☒	③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員	操作員の詳細 <第2号ウ関連>	常勤職員及び会計年度任用職員
☒	④	データ処理件数 <第2号エ>	7500	件	☒	⑤	操作端末種別 <第2号オ>	内部情報系端末 (switchPC)	(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>						
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>															
確認事項								確認事項への具体的対応・代替措置等							
☒	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など						☒	バックアップ	自動で日次バックアップを行う。					
								☒	データの暗号化	データは全て暗号化されている。					
								☒	ログの取得管理	ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を行っている。					
								☒	パスワード認証	区職員PCのログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。					
								無	ICカード認証						
								無	生体認証						
								☒	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。					
								☒	ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。					
								☒	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。					
								無	(その他)						
☒	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>						必要最小限に限定する。							
☒	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>						必要最小限に限定する。							

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	寄附に関する業務			
主管部課名	各課共通			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
○	外部委託	変更	令和7年10月1日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
○	外部結合	変更	令和7年10月1日	
案件の概要	ふるさと納税による住民税流出額は、令和6年度に約53.3億円となっており、このまま流出額が拡大すると区財政に大きな影響を及ぼすおそれがある。こうした状況等を踏まえ、令和7年度から、区の魅力発信や来街者の増加につながるなどの地域経済の活性化に寄与する返礼品の拡充に取り組むこととしている。 返礼品の拡充に当たっては、寄附の受入れから返礼品の発注・配送管理等までの一連の業務を効率的に行うため、「ふるさと納税支援業務」として民間事業者へ業務委託をする。 また、「ふるさと納税支援業務」には、ワンストップ特例申請の受付・処理(eLTAX用データの作成)も含まれる。この業務については委託事業者の再委託先が請け負うこととしている。 【外部委託】 ワンストップ特例申請の受付・処理業務を委託することに伴い、委託内容及び委託に係る個人情報の項目に「個人番号」を追加する。 また、委託の条件について、再委託を認めることとする。 【外部結合】 収集する個人情報の項目に、「個人番号」を追加する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

外部委託の記録2

業務の名称	寄附 に関する業務	
部課名	各課共通	
委託先の区分	民間事業者	
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続	
委託の内容	ふるさと納税事業支援 ①寄附者情報の管理 ②寄附者情報の入力代行 ③返礼品の配送管理 ④申請書等の発送代行 ⑤ふるさと納税ワンストップ特例申請の受付・処理	
再委託の内容・理由	(内容) ふるさと納税ワンストップ特例申請の受付・処理 (理由) 上記内容は、ふるさと納税支援業務委託事業者との委託内容に含まれるものの、個人番号を取り扱う専門性及び機密性、豊富なノウハウの必要性を踏まえ、これらの処理に用いる「寄附管理システム」の開発会社である事業者により再委託することとしている。	
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持 ☒ 個人情報の目的外利用の禁止 ☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限 ☒ 個人情報の第三者への提供の制限 ☒ 個人情報の複製等の制限 ☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応 ☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄 ☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任 ☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告 ☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等 ☒ 関係法令の遵守
個人情報の授受の方法	☒ 閲覧 ☒ 文書 ☐ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☒ その他: FAX、インターネット 外部結合による授受 外部結合の記録 2 のとおり	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	電話番号
4	メールアドレス
5	寄附者番号
6	入力年月日
7	寄附自治体コード
8	寄附金額
9	支払い方法
10	振込有無
11	振込日時
12	振込金額
13	希望する寄附の活用先
14	寄附情報公開の有無
15	ワンストップ特例制度申請書発送希望の有無
16	ワンストップ特例制度申請書送付先情報
17	希望する返礼品
18	返礼品送付先情報
19	返礼品の配送状況
20	広報誌等送付同意
21	区が設定したアンケート項目
22	個人番号
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	寄附に関する業務
主管部課名	各課共通
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	ふるさと納税支援業務の円滑な遂行のため

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容 ＜第1号＞	ア	ふるさと納税支援業務
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)	ふるさと納税ワンストップ特例申請の受付・処理	

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
		ア	イ	ウ	エ	☑	・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。＜第5号＞
							委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	個人番号	○				☑	ふるさと納税ワンストップ特例申請の受付・処理に必要なため。
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	寄附に関する業務
主管部課名	各課共通
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	ふるさと納税支援業務の円滑な遂行のため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。))である場合も同様とする。)<第3号イ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。仕様書に個人情報の管理の状況についての検査に関する事項を記載する。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	年1回の現地検査または「個人情報を取り扱う業務の委託契約に係る特記仕様遵守状況報告書」の提出を依頼する。
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱う保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	再委託先においても同様の措置を実施する。
無 ⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘密性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	特記仕様書にて、個人情報保護及び特定個人情報を取り扱う従事者に対して、取り扱うための必要な教育及び指導を行うことを記載する。

外部結合の記録2

業務の名称	寄附	に関する業務
部課名	各課共通	
外部結合の相手方	民間事業者 ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☐ LGWAN回線 ☒ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☐ その他:	
外部結合を行う理由	寄附管理システムにおいて、個人番号を含む寄附者情報を共有するため。	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	民間事業者	
関連帳票	外部委託の記録 2	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	電話番号
4	メールアドレス
5	寄附金額
6	支払い方法
7	振込有無
8	振込日時
9	振込金額
10	希望する寄附の活用先
11	寄附の公表希望区分
12	ワンストップ特例制度申請書発送希望の有無
13	ワンストップ特例制度申請書送付先情報
14	希望する返礼品
15	返礼品送付先情報
16	広報誌等送付同意
17	区が設定したアンケート項目
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	電話番号
4	メールアドレス
5	寄附者番号
6	入力年月日
7	寄附自治体コード
8	寄附金額
9	支払い方法
10	希望する寄附の活用先
11	寄附の公表希望区分
12	ワンストップ特例制度申請書発送希望の有無
13	ワンストップ特例制度申請書送付先情報
14	希望する返礼品
15	返礼品送付先情報
16	返礼品の配送状況
17	広報誌等送付同意
18	区が設定したアンケート項目
19	個人番号
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	寄附に関する業務
主管部課名	各課共通
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	ふるさと納税支援業務の円滑な遂行のため

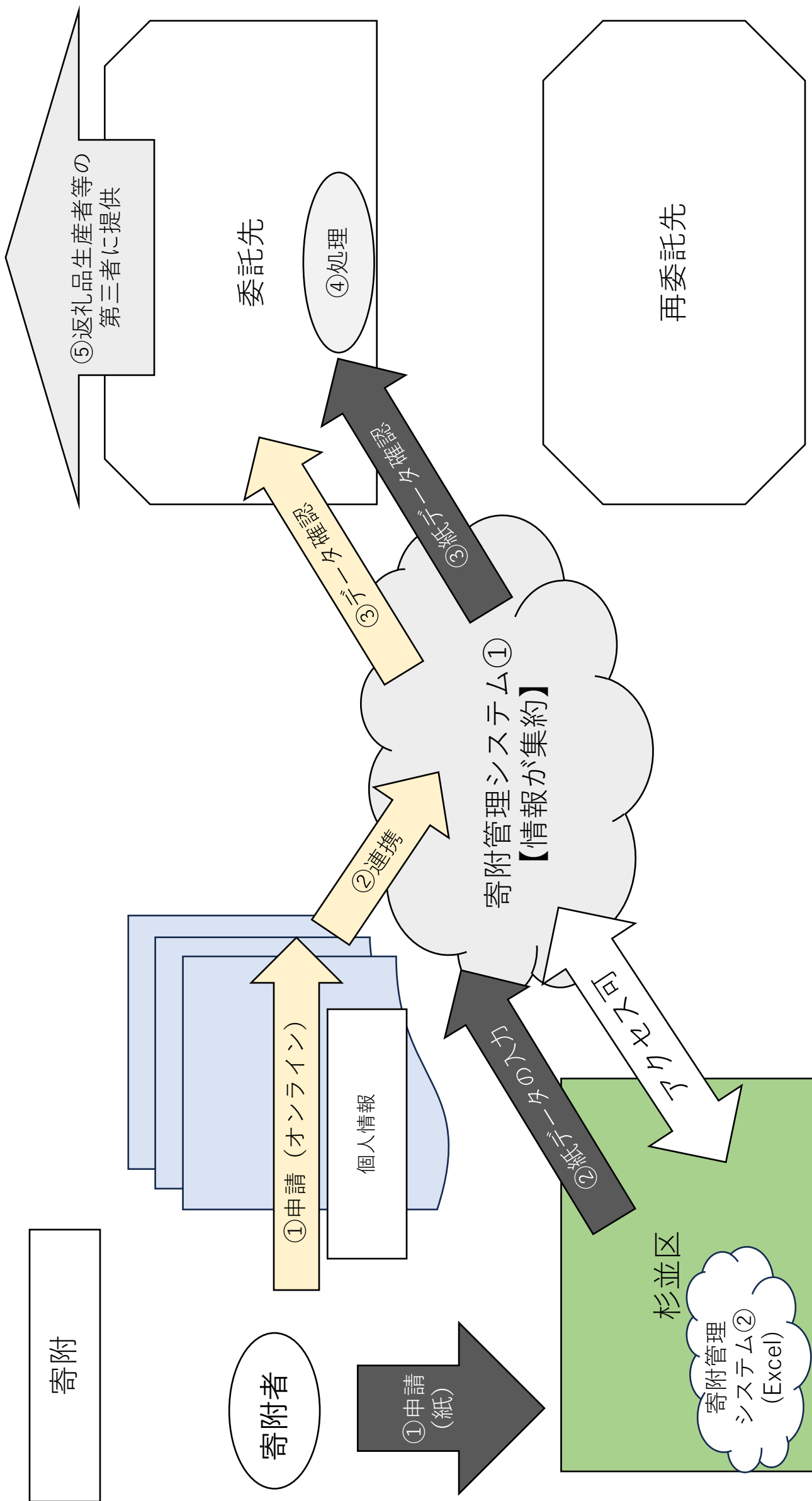
システム名	寄附管理システム(ふるさと納税do)
外部結合を行う業務の内容	・寄附情報管理、寄附者情報管理、返礼品等管理、返礼品等の発注・集荷・配送管理、書類発送管理等を一元的に行う ・ワンストップ特例申請の受付・処理

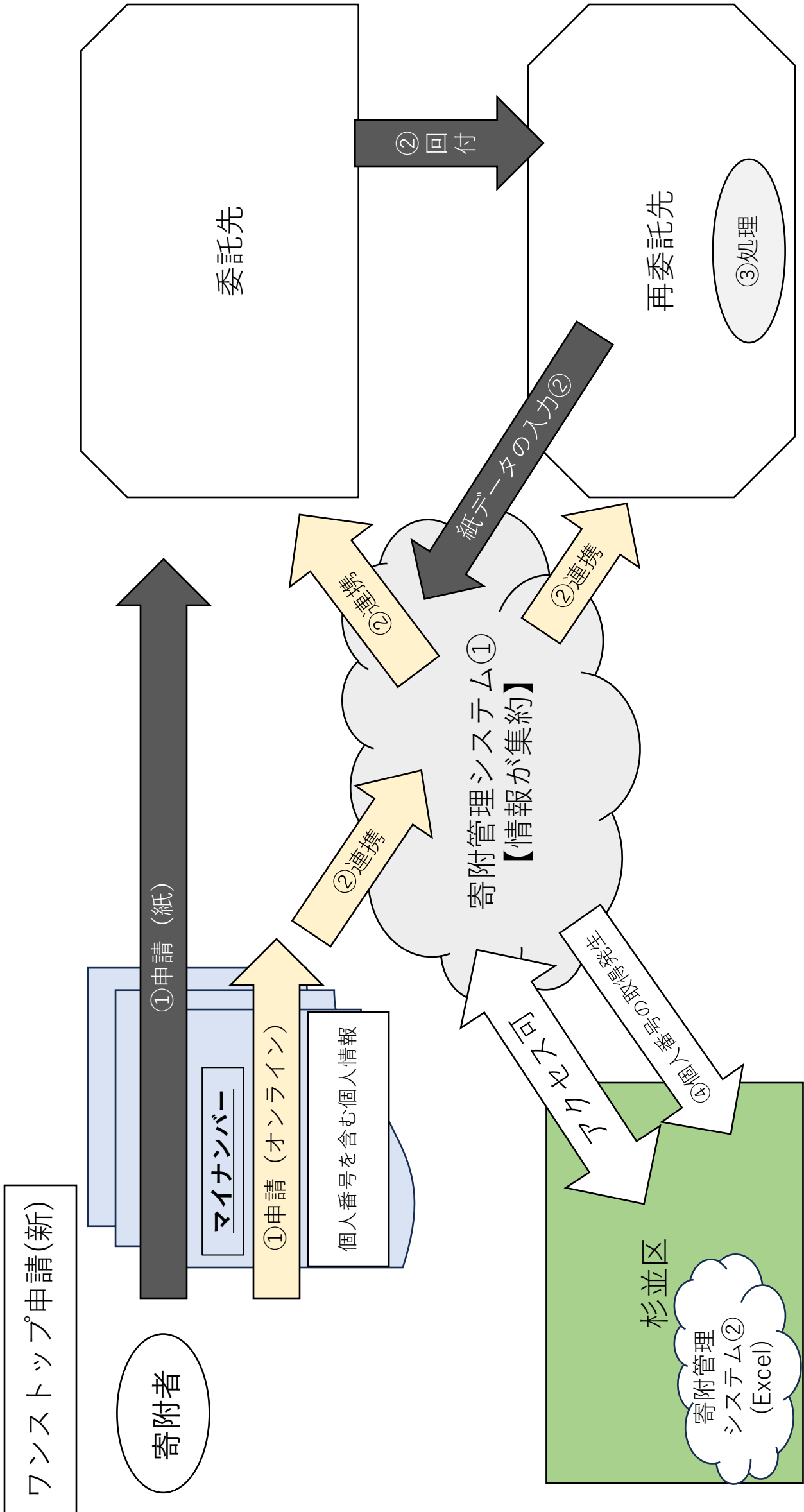
外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	外部結合が必要な理由
1		個人番号	☒ ワンストップ特例申請の処理に個人番号の取得が必要なため
2			☐
3			☐
4			☐
5			☐
6			☐
7			☐
8			☐
9			☐
10			☐

自己点検表⑥-2(外部結合)

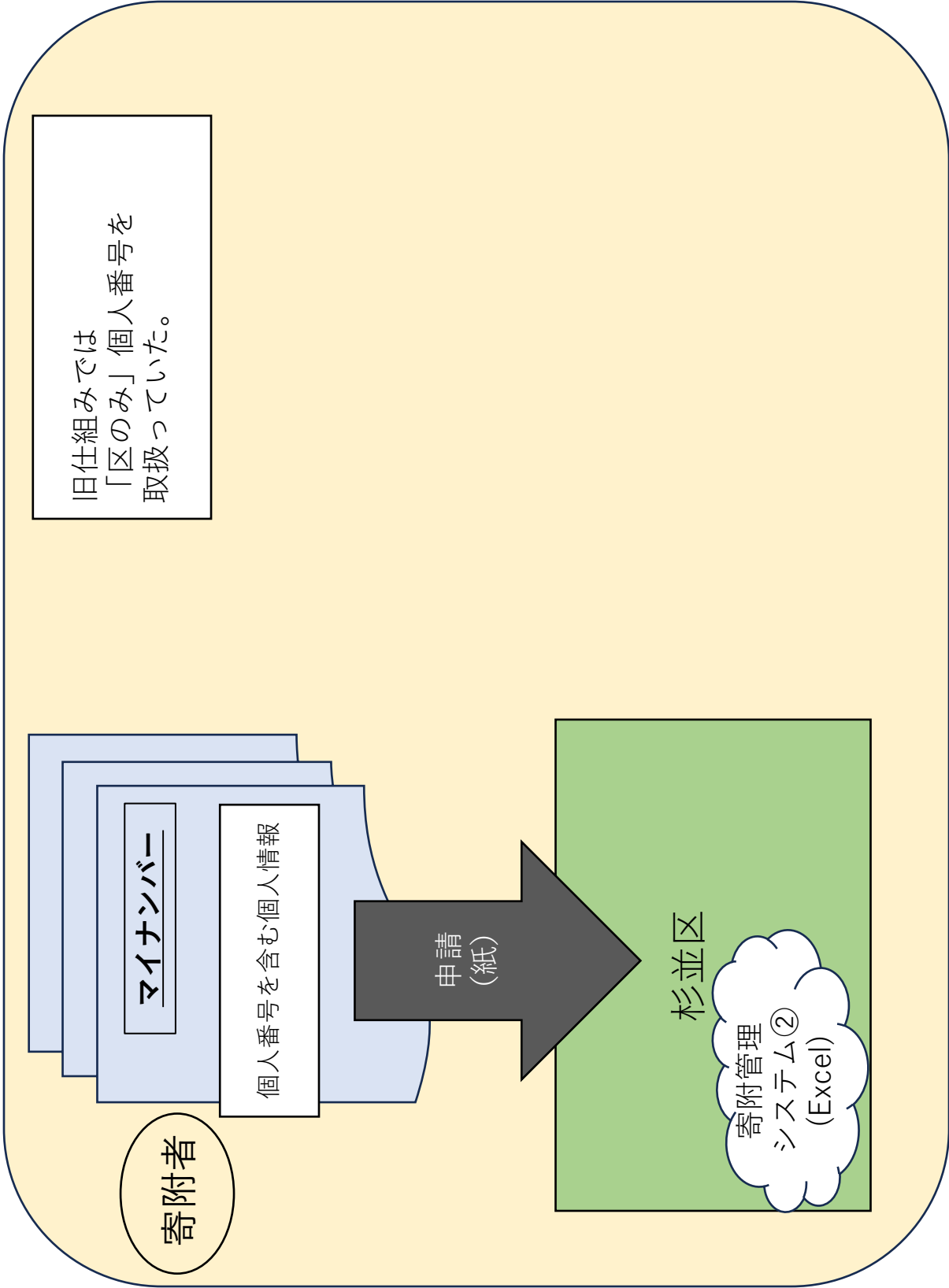
業務の名称	寄附に関する業務
主管部課名	各課共通
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	ふるさと納税支援業務の円滑な遂行のため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連>	ふるさと納税事業支援事業者
②	外部結合の方法<第4号>	インターネット回線	その他の場合の詳細<第4号関連>	
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
無	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>	根拠	根拠をプルダウンから選択⇒
			具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
無	⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>		
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		





ワンストップ申請(旧)



委託先

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	子どもの権利相談・救済に関する業務			
主管部課名	子ども家庭部管理課			
該当	点検事項	新規・変更	実施年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	新規	令和7年9月1日	杉並区子どもの権利に関する条例第19条
○	外部委託	新規	令和7年9月1日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
○	外部提供	新規	令和7年9月1日	杉並区子どもの権利に関する条例第23条第24条
○	電算入力	新規	令和7年9月1日	
○	外部結合	新規	令和7年9月1日	
案件の概要	令和7年4月1日に「杉並区子どもの権利に関する条例」(以下、「条例」という。)が施行され、条例第19条に定める区長の附属機関として「子どもの権利救済委員」が設置された。 「子どもの権利救済委員」の職務として、「子どもの権利についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。」「子どもの権利の侵害について、必要な調査、調整及び要請を行うこと。」「子どもの権利の侵害を防ぐため、区長に意見を述べること。」などが規定されており、こうした職務を行う中で、収集された個人情報を保有することになるため、以下の事項について、自己点検を実施する。 【個人情報の保有等】 子どもの権利相談・救済の業務について、「氏名」等9項目を保有する。 【外部委託】 子どもの権利相談システムの保守管理に関し、「氏名」等9項目を民間事業者に取り扱わせる。 【外部提供】 子どもの権利相談・救済に関し、調査、要請を行うため、関係機関や関係者に「氏名」等8項目を提供する。 【電算入力】 (1) 子どもの権利相談・救済の業務に関し、相談者のリストをシステムにより管理するため、「子どもの権利相談・救済記録システム」を新たに設置し、「氏名」等8項目を記録する。 (2) 子どもの権利相談・救済の業務に関し、LINEによる相談を受け付けるため、「子どもの権利相談システム」を新たに設置し、「氏名」等9項目を記録する。 【外部結合】 区の「Switch PC」と民間事業者の「クラウドサービスサーバ」を「インターネット回線」で外部結合し、「氏名」等8項目を取得する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

個人情報の保有の記録

業務の名称	子どもの権利相談・救済に関する業務	
部課名	子ども家庭部管理課	
個人情報の利用目的	子どもの権利相談・救済を行うため	
対象となる個人の範囲	相談を希望する者及びその家族、関係者	
個人情報の取得方法	☒ 本人から取得 ☒ 本人以外から取得	
	本人以外から取得の根拠又は理由	子どもの権利相談・救済を行うため
個人情報の記録の方法	☒ 文書(紙) ☒ 共有フォルダ ☒ 電子計算組織 ☐ その他:	
電子計算組織の名称 (記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	子どもの権利相談・救済記録システム
	2	子どもの権利相談システム
	3	
	4	
	5	
	6	

	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
個人情報の記録の内容	氏名			相談内容(問合せ内容)・相談経過記録	学校・施設等
	住所				
	年齢				
	親族等との関係				
	電話番号				
	メールアドレス				
	ユーザーID				

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	子どもの権利相談・救済に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	子どもの権利相談・救済を行うため

対象となる個人の範囲 (第1号)	相談を希望する者及びその家族、関係者
---------------------	--------------------

No	保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉	・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉
		☒ 利用目的	☒ 変更前の利用目的との相当の関連性	☒ 利用目的を明示する方法等	☒ 根拠法令又は相当の理由
1	氏名	☒ 子どもの権利相談・救済を行うため	☐	☒ 書面にて、「子どもの権利相談」以外には、使用しない旨、記載し、説明する。	☒ 子どもの権利相談・救済を行うため
2	住所	☒ 子どもの権利相談・救済を行うため	☐	☒ 書面にて、「子どもの権利相談」以外には、使用しない旨、記載し、説明する。	☒ 子どもの権利相談・救済を行うため
3	年齢	☒ 子どもの権利相談・救済を行うため	☐	☒ 書面にて、「子どもの権利相談」以外には、使用しない旨、記載し、説明する。	☒ 子どもの権利相談・救済を行うため
4	親族等との関係	☒ 子どもの権利相談・救済を行うため	☐	☒ 書面にて、「子どもの権利相談」以外には、使用しない旨、記載し、説明する。	☒ 子どもの権利相談・救済を行うため
5	電話番号	☒ 子どもの権利相談・救済を行うため	☐	☒ 書面にて、「子どもの権利相談」以外には、使用しない旨、記載し、説明する。	☒ 子どもの権利相談・救済を行うため
6	メールアドレス	☒ 子どもの権利相談・救済を行うため	☐	☒ 書面にて、「子どもの権利相談」以外には、使用しない旨、記載し、説明する。	☒ 子どもの権利相談・救済を行うため
7	ユーザーID	☒ 子どもの権利相談・救済を行うため	☐	☒ 「子どもの権利相談」以外には、使用しない旨、記載し、説明する。	☒ 子どもの権利相談・救済を行うため
8	相談内容(問合せ内容)・相談経過記録	☒ 子どもの権利相談・救済を行うため	☐	☒ 書面にて、「子どもの権利相談」以外には、使用しない旨、記載し、説明する。	☒ 子どもの権利相談・救済を行うため
9	学校・施設等	☒ 子どもの権利相談・救済を行うため	☐	☒ 書面にて、「子どもの権利相談」以外には、使用しない旨、記載し、説明する。	☒ 子どもの権利相談・救済を行うため
10		☐	☐	☐	☐

外部委託の記録

業務の名称	子どもの権利相談・救済に関する業務	
部課名	子ども家庭部管理課	
委託先の区分	民間事業者	
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続	
委託の内容	子どもの権利相談システムの運用保守業務	
再委託の内容・理由		
委託の条件	☒ 個人情報の秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☐ その他: 外部結合による授受 外部結合の記録 1 のとおり	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	年齢
4	親族等との関係
5	電話番号
6	メールアドレス
7	ユーザーID
8	相談内容(問合せ内容)・相談経過記録
9	学校・施設等
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	子どもの権利相談・救済に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	子どもの権利相談・救済を行うため

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	子どもの権利相談システムの運用保守業務
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)		
							・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☒	委託先等に取り扱わせることが必要な理由	
1	氏名	☐				☒	運用保守するデータベースに含まれるため	
2	住所	☐				☒	運用保守するデータベースに含まれるため	
3	年齢	☐				☒	運用保守するデータベースに含まれるため	
4	親族等との関係	☐				☒	運用保守するデータベースに含まれるため	
5	電話番号	☐				☒	運用保守するデータベースに含まれるため	
6	メールアドレス	☐				☒	運用保守するデータベースに含まれるため	
7	ユーザーID	☐				☒	運用保守するデータベースに含まれるため	
8	相談内容(問合せ内容)・相談経過記録	☐				☒	運用保守するデータベースに含まれるため	
9	学校・施設等	☐				☒	運用保守するデータベースに含まれるため	
10						☐		

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	子どもの権利相談・救済に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	子どもの権利相談・救済を行うため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。))である場合も同様とする。)<第3号イ>	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
無 ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
無 ⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	委託先に情報管理体制表等の書面の提出を求める。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	実地検査による確認は行わないが、少なくとも年に1回以上は、特記事項遵守事項の報告を求める。
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱う保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	再委託を制限する。
無 ⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	子ども相談システムの運用保守業務を行うために提供する個人情報すべて委託する業務に必要なため、当該措置は実施しないが、委託先が個人情報にアクセスする際は、区への事前確認を求める。
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報に係る特記仕様書にて、個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講じる必要がある旨を記載する。

外部提供の記録

業務の名称	子どもの権利相談・救済に関する業務		
部課名	子ども家庭部管理課		
外部提供を受ける者	関係機関、関係者		
外部提供を受ける者の利用目的	子どもの権利相談・救済のため		
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり ☒ 相当の理由がある	
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号
	上記の法令根拠又は相当の理由	子どもの権利相談・救済のため	
外部提供の方法	☐ 閲覧 ☒ 文書 ☐ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☒ その他: メールや電話など		
	外部結合による提供		
外部提供の相手方に求めた措置の内容			

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	年齢
4	親族等との関係
5	電話番号
6	メールアドレス
7	相談内容(問合せ内容)・相談経過記録
8	学校・施設等
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	子どもの権利相談・救済に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	子どもの権利相談・救済を行うため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	
	部課名	
	目的外利用を行う理由	
外部提供	外部提供先の種別	個人、民間事業者、行政機関
	外部提供先(詳細)	関係機関、関係者
	外部提供の方法	文書 その他 方法(詳細) メール、電話

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑ 子どもの権利相談・救済を行うため	11		
2	住所	☑ 子どもの権利相談・救済を行うため	12		
3	年齢	☑ 子どもの権利相談・救済を行うため	13		
4	親族等との関係	☑ 子どもの権利相談・救済を行うため	14		
5	電話番号	☑ 子どもの権利相談・救済を行うため	15		
6	メールアドレス	☑ 子どもの権利相談・救済を行うため	16		
7	相談内容(問合せ内容)・相談経過記録	☑ 子どもの権利相談・救済を行うため	17		
8	学校・施設等	☑ 子どもの権利相談・救済を行うため	18		
9		□	19		
10		□	20		

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	子どもの権利相談・救済に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	子どもの権利相談・救済を行うため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部提供】 保有個人情報等を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 子どもの権利相談・救済のために調査・調整及び要請などを行うため。子どもの身体、生命、権利を守るため
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
☑	⑤	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部または一部を削除する
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

電子計算組織への記録

電子計算組織 の名称	子どもの権利相談・救済記録システム		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	子どもの権利相談・救済に関する業務	子ども家庭部管理課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	住所
3	年齢
4	親族等との関係
5	電話番号
6	メールアドレス
7	相談内容(問合せ内容)・相談経過記録
8	学校・施設等
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	子どもの権利相談・救済に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	子どもの権利相談・救済を行うため

システム名	子どもの権利相談・救済記録システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	子どもの権利相談・救済の記録を行う。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由			☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☒ 正確で効率的な事務処理を実施するため	11		☐
2	住所	☒ 正確で効率的な事務処理を実施するため	12		☐
3	年齢	☒ 正確で効率的な事務処理を実施するため	13		☐
4	親族等との関係	☒ 正確で効率的な事務処理を実施するため	14		☐
5	電話番号	☒ 正確で効率的な事務処理を実施するため	15		☐
6	メールアドレス	☒ 正確で効率的な事務処理を実施するため	16		☐
7	相談内容(問合せ内容)・相談経過記録	☒ 正確で効率的な事務処理を実施するため	17		☐
8	学校・施設等	☒ 正確で効率的な事務処理を実施するため	18		☐
9		☐	19		☐
10		☐	20		☐

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	子どもの権利相談・救済に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	子どもの権利相談・救済を行うため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報等を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>															
☒	①	対象者数 <第2号ア>	120	人	☒	②	操作員数 <第2号イ>	3	人	☒	③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員	操作員の詳細 <第2号ウ関連>	子どもの権利相談員 【会計年度任用職員(一般)】
☒	④	データ処理件数 <第2号エ>	1200	件	☒	⑤	操作端末種別 <第2号オ>	内部情報系端末 (switchPC)	(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>						
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>															
確認事項								確認事項への具体的対応・代替措置等							
☒	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など						☒	バックアップ	自動で日次バックアップを行う					
								☒	データの暗号化	データはすべて暗号化されている					
								☒	ログの取得管理	ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を行っている。					
								☒	パスワード認証	区職員PCのログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。					
								無	ICカード認証						
								無	生体認証						
								☒	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。					
								☒	ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。					
								☒	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。					
								無	(その他)						
☒	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>						相談内容の記録・入力については、子どもの権利相談員に限定した権限設定を行う。							
☒	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>						子どもの権利救済委員などが内容を確認するための紙への印刷以外は、保有個人情報記録された媒体の外部への送付及び持ち出しは行わない。							

電子計算組織への記録

電子計算組織 の名称	子どもの権利相談システム		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	子どもの権利相談・救済に関する業務	子ども家庭部管理課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	住所
3	年齢
4	親族等との関係
5	電話番号
6	メールアドレス
7	ユーザーID
8	相談内容(問合せ内容)・相談経過記録
9	学校・施設等
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	子どもの権利相談・救済に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	子どもの権利相談・救済を行うため

システム名	子どもの権利相談システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	子どもの権利相談システムによる相談受付、相談内容の管理等

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
No		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由	No		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため	11		☐
2	住所	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため	12		☐
3	年齢	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため	13		☐
4	親族等との関係	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため	14		☐
5	電話番号	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため	15		☐
6	メールアドレス	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため	16		☐
7	ユーザーID	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため	17		☐
8	<u>相談内容(問合せ内容)・相談経過記録</u>	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため	18		☐
9	学校・施設等	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため	19		☐
10		☐	20		☐

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	子どもの権利相談・救済に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	子どもの権利相談・救済を行うため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>															
☒	①	対象者数 <第2号ア>	36	人	☒	②	操作員数 <第2号イ>	3	人	☒	③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員	操作員の詳細 <第2号ウ関連>	子どもの権利相談員 【会計年度任用職員(一般)】
☒	④	データ処理件数 <第2号エ>	360	件	☒	⑤	操作端末種別 <第2号オ>	内部情報系端末 (switchPC)	(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>						
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>															
確認事項												確認事項への具体的対応・代替措置等			
☒	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など							☒	バックアップ	障害時対応のためクラウドサービス上で自動で日次にバックアップが行われているほか、区でも定期的にバックアップを行う。				
									☒	データの暗号化	通信経路及びデータセンターのストレージは暗号化されている。				
									☒	ログの取得管理	個人情報にアクセス可能なアカウントを制限した上で、システムへのログイン履歴を課内で定期的に確認する。				
									☒	パスワード認証	システムのログインには、ID及びパスワードを設定する。				
									無	ICカード認証					
									無	生体認証					
									☒	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。委託者が保有する個人情報の複製・送信及び保有個人情報が記録された媒体の外部への送付又は持出を行う場合は、予め区の承認を得る必要がある。				
									☒	ウイルス対策ソフトの導入	クラウドサービス上でデータが保護されるとともに、サーバー上でファイルを実行・解釈することはないため、感染リスクはない。なお、区職員及び受託者のPCにはウイルス対策ソフトを導入している。				
									☒	無停電電源装置(UPS)の導入	クラウドサービス上でデータが保護されているため、UPSは不要。なお、クラウドサービスを構築するサーバには無停電電源装置を導入している。				
									無	(その他)					
☒	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>							子どもの権利相談業務に従事する職員に限定している。						
☒	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>							受託者が保有する個人情報の複製・送信及び保有個人情報が記録された媒体の外部への送付又は持出を行う場合は、予め区の承認を得ることとする。また、区職員がシステムを利用し保有する個人情報の複製・送信及び保有する個人情報が記録された媒体の外部への送付又は持出を行う場合は、上司の承認を得る必要がある。						

外部結合の記録

業務の名称	子どもの権利相談・救済	に関する業務
部課名	子ども家庭部管理課	
外部結合の相手方	民間事業者 ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☐ LGWAN回線 ☒ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☐ その他:	
外部結合を行う理由	子どもの権利相談システムによる相談内容を一元管理するため。	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	民間事業者	
関連帳票	外部委託の記録 1	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	年齢
4	親族等との関係
5	電話番号
6	メールアドレス
7	相談内容(問合せ内容)・相談経過記録
8	学校・施設等
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	子どもの権利相談・救済に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	子どもの権利相談・救済を行うため

システム名	子どもの権利相談システム
外部結合を行う業務の内容	子どもの権利相談システムによる相談受付、相談内容の管理等

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
1		氏名	☒	子どもの権利相談システムによる相談内容を一元管理するため。
2		住所	☒	子どもの権利相談システムによる相談内容を一元管理するため。
3		年齢	☒	子どもの権利相談システムによる相談内容を一元管理するため。
4		親族等との関係	☒	子どもの権利相談システムによる相談内容を一元管理するため。
5		電話番号	☒	子どもの権利相談システムによる相談内容を一元管理するため。
6		メールアドレス	☒	子どもの権利相談システムによる相談内容を一元管理するため。
7		相談内容(問合せ内容)・相談経過記録	☒	子どもの権利相談システムによる相談内容を一元管理するため。
8		学校・施設等	☒	子どもの権利相談システムによる相談内容を一元管理するため。
9			☐	
10			☐	

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	子どもの権利相談・救済に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	子どもの権利相談・救済を行うため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
☒	①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連> クラウドサービス事業者
☒	②	外部結合の方法<第4号>	インターネット回線	その他の場合の詳細<第4号関連> インターネット回線だが、あらかじめ登録したIPアドレス以外からのアクセスを制限する。
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
☒	確認事項			確認事項への具体的対応・代替措置等
無	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>		根拠 根拠をプルダウンから選択⇒ 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
無	⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>		
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名		学校一般職員人事・給与・研修・福利厚生に関する業務		
主管部課名		教育委員会事務局庶務課		
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
○	外部結合	新規	令和7年9月3日	
案件の概要	教育委員会事務局庶務課では、学校一般職員の健康保険・厚生年金保険等に係る事務処理のために、職員情報を公立学校共済組合へ外部提供している。現在、公立学校共済組合へ提出する月例報告書及び組合員データ(標準報酬月額等)については、当該情報を保存した磁気媒体を郵送する方法で提供しているが、事務効率化のために公立学校共済組合が設置するクラウドサービスを用いた方法に変更する。 【外部結合】 公立学校共済組合への外部提供をクラウドサービスにインターネット回線で外部結合することにより行う。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果		令和 年 月 日		
		報告了承		
		以下のとおり		
		()		
備考				

外部提供の記録

業務の名称	学校一般職員人事・給与・研修・福利厚生			に関する業務
部課名	教育委員会事務局庶務課、学校			
外部提供を受ける者	公立学校共済組合			
外部提供を受ける者の利用目的	健康保険、厚生年金保険の適用・給付及び短期給付事業、長期給付事業、福祉事業を行うため			
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり ☒ 相当の理由がある		
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)		
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)		
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号	
外部提供の方法	上記の法令根拠又は相当の理由	健康保険、厚生年金保険の適用・給付及び短期給付事業、長期給付事業、福祉事業を行うため		
	☐ 閲覧 ☒ 文書 ☒ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☐ その他:			
外部提供の相手方に求めた措置の内容	外部結合による提供	外部結合の記録 のとおり		

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	生年月日・年齢
3	性別
4	被保険者資格取得年月日
5	住所
6	標準報酬月額
7	総合所得月額
8	被扶養者氏名、性別、生年月日
9	被扶養続柄、職業、収入額
10	被扶養者生計費、扶養理由
11	被扶養者扶養年月日、住所
12	被扶養者非扶養理由
13	解退職事由
14	被保険者、被扶養者傷病状況
15	死亡年月日、埋葬費用
16	埋葬年月日
17	入院費、療養費用
18	分べん日、分べんのため休んだ期間
19	病院所在地、担当医師氏名
20	入院期間
21	発病、負傷年月日、状態
22	所属所名
23	組合員番号
24	続柄
25	被扶養者の要件理由

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	主な症状
27	電話番号
28	医療機関
29	資格取得喪失年月日
30	種別コード
31	年金種類番号、金額
32	給料表及び金額
33	職歴、学歴
34	各種申請理由
35	疾病名、療養期間
36	金融機関名、口座番号
37	請求金額
38	流・死産を含む出産児数
39	手当金額
40	疾病の原因、施術の種類
41	受診内容
42	支給金額
43	貸付番号、年月日
44	貸付金額
45	償還月額、回数
46	
47	
48	
49	
50	

外部結合の記録

業務の名称	学校一般職員人事・給与・研修・福利厚生	に関する業務
部課名	教育委員会事務局庶務課	
外部結合の相手方	民間事業者(クラウドサービス) ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☐ LGWAN回線 ☒ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☐ その他:	
外部結合を行う理由	公立学校共済組合が設置するクラウドサービスを用いた外部提供を行うため	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	公立学校共済組合	
関連帳票	外部提供の記録	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	氏名
2	生年月日・年齢
3	性別
4	被保険者資格取得年月日
5	住所
6	標準報酬月額
7	総合所得月額
8	解退職事由
9	所属所名
10	組合員番号
11	資格取得喪失年月日
12	種別コード
13	金融機関名、口座番号
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	学校一般職員人事・給与・研修・福利厚生に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局庶務課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	学校一般職員の人事・給与・研修・福利厚生を果たすため

システム名	公立学校共済組合が設置するクラウドサービス
外部結合を行う業務の内容	健康保険、厚生年金保険の適用・給付及び短期給付事業、長期給付事業、福祉事業のための学校一般職員情報の提供

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
1	氏名		☒	公立学校共済組合が設置するクラウドサービスを用いた外部提供を行うため
2	生年月日・年齢		☒	公立学校共済組合が設置するクラウドサービスを用いた外部提供を行うため
3	性別		☒	公立学校共済組合が設置するクラウドサービスを用いた外部提供を行うため
4	被保険者資格取得年月日		☒	公立学校共済組合が設置するクラウドサービスを用いた外部提供を行うため
5	住所		☒	公立学校共済組合が設置するクラウドサービスを用いた外部提供を行うため
6	標準報酬月額		☒	公立学校共済組合が設置するクラウドサービスを用いた外部提供を行うため
7	総合所得月額		☒	公立学校共済組合が設置するクラウドサービスを用いた外部提供を行うため
8	解退職事由		☒	公立学校共済組合が設置するクラウドサービスを用いた外部提供を行うため
9	所属所名		☒	公立学校共済組合が設置するクラウドサービスを用いた外部提供を行うため
10	組合員番号		☒	公立学校共済組合が設置するクラウドサービスを用いた外部提供を行うため

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 (下線は要配慮個人情報)			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
11	資格取得喪失年月日		☒	公立学校共済組合が設置するクラウドサービスを用いた外部提供を行うため
12	種別コード		☒	公立学校共済組合が設置するクラウドサービスを用いた外部提供を行うため
13	金融機関名、口座番号		☒	公立学校共済組合が設置するクラウドサービスを用いた外部提供を行うため
14			☐	
15			☐	
16			☐	
17			☐	
18			☐	
19			☐	
20			☐	
21			☐	
22			☐	
23			☐	
24			☐	

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	学校一般職員人事・給与・研修・福利厚生に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局庶務課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	学校一般職員の人事・給与・研修・福利厚生を果たすため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)

外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>

☒	①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連>	クラウドサービス提供事業者
☒	②	外部結合の方法<第4号>	インターネット回線	その他の場合の詳細<第4号関連>	

・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>

		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等	
☒	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>	根拠	根拠をブルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部結合による提供】 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。
			具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 公立学校共済組合が設置するクラウドサービスを用いた外部提供を行うため
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
☒	⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>		提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	郷土博物館資料の収集・保管・展示に関する業務 文化財の保護・保存・活用に関する業務			
主管部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
○	外部委託	新規	令和7年9月3日	博物館法、杉並区立郷土博物館条例等 文化財保護法、杉並区文化財保護条例等
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
○	電算入力	新規	令和7年9月3日	博物館法、杉並区立郷土博物館条例等 文化財保護法、杉並区文化財保護条例等
○	外部結合	新規	令和7年9月3日	博物館法、杉並区立郷土博物館条例等 文化財保護法、杉並区文化財保護条例等
案件の概要	令和7年5月26日(月)に開催された「令和7年度第2回デジタル・セキュリティ部会」にて、改正博物館法に基づく郷土博物館資料及び文化財資料の資料台帳のインターネット公開に向けて、エクセルでのデータ管理からクラウドサービスを利用した管理に移行するための自己点検内容の報告を行った。 この度、新たに公開用のデジタルアーカイブシステムへのデータ反映及び運用保守の外部委託を行い、当該システムを通して資料台帳をインターネット公開する。 【外部委託・外部結合】 デジタルアーカイブシステムへのデータ反映業務及び運用保守を外部委託する。また、当該委託事業者との個人情報の授受はデジタルアーカイブシステムへ外部結合することにより行う。 【電算入力】 「杉並区デジタルアーカイブシステム」に公開資料に関する情報を記録する。 【外部結合】 資料を公開すること(外部提供)をデジタルアーカイブシステムへ外部結合することにより行う。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

外部委託の記録

業務の名称	郷土博物館資料の収集・保管・展示		に関する業務
部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課		
委託先の区分	民間事業者(クラウドサービス保守運用等)		
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続		
委託の内容	デジタルアーカイブシステムへの公開データの反映及び運用保守		
再委託の内容・理由			
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☐ その他:		
	外部結合による授受	外部結合の記録	のとおり

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	資料の内容
3	家族構成
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

外部委託の記録

業務の名称	文化財の保護・保存・活用		に関する業務
部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課		
委託先の区分	民間事業者(クラウドサービス保守運用等)		
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続		
委託の内容	デジタルアーカイブシステムへの公開データの反映及び運用保守		
再委託の内容・理由			
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☐ その他:		
	外部結合による授受	外部結合の記録	のとおり

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	資料の内容
3	家族構成
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	郷土博物館資料の収集・保管・展示に関する業務、文化財の保護・保存・活用に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課
業務の根拠法令等	博物館法、杉並区立郷土博物館条例等、文化財保護法、杉並区文化財保護条例等
利用目的(全体)	文化遺産の保護及び区民の郷土の学習、研究のため、区内の文化財を区指定・登録文化財とし保護・保存するため

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	デジタルアーカイブシステムの公開データの反映
	イ	デジタルアーカイブシステムの運用保守
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☒	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	☐	☐			☒	デジタルアーカイブシステムで資料を公開するため
2	資料の内容	☐	☐			☒	デジタルアーカイブシステムで資料を公開するため
3	家族構成	☐	☐			☒	デジタルアーカイブシステムで資料を公開するため
4						☐	
5						☐	
6						☐	
7						☐	
8						☐	
9						☐	
10						☐	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	郷土博物館資料の収集・保管・展示に関する業務、文化財の保護・保存・活用に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課
業務の根拠法令等	博物館法、杉並区立郷土博物館条例等、文化財保護法、杉並区文化財保護条例等
利用目的(全体)	文化遺産の保護及び区民の郷土の学習、研究のため、区内の文化財を区指定・登録文化財とし保護・保存するため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑ 選定に使用した選定基準等		
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	仕様書に記載する
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>	仕様書に記載する
無	④ 【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	仕様書に記載する
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	仕様書に記載する
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	仕様書に記載する
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	仕様書に記載する
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	仕様書に記載する
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	仕様書に記載する
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	仕様書に記載する
無	⑫ 【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	仕様書に記載する
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者の役職・氏名、情報の管理体制、従事する従業員の役職・氏名・役割等を示した管理体制図の提出を求める。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	特記事項遵守事項の報告を受けることとし、報告内容に不備・疑問点がある場合には、実地検査を行うこととする。
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱われる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	再委託は行わない。
無	⑰ 【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	当該委託に係る個人情報の授受は全てクラウドサービス上で行う。ログインするID・パスワードは各ユーザに付与し、権限は区の管理者が対象分野などに応じて設定する。職員に異動がある場合には、都度ユーザIDを削除、追加する。

電子計算組織への記録

電子計算組織 の名称	杉並区デジタルアーカイブシステム		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	郷土博物館資料の収集・保管・展示	教育委員会事務局生涯学習推進課
	2	文化財の保護・保存・活用	教育委員会事務局生涯学習推進課
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	資料の内容
3	家族構成
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	郷土博物館資料の収集・保管・展示に関する業務、文化財の保護・保存・活用に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課
業務の根拠法令等	博物館法、杉並区立郷土博物館条例等、文化財保護法、杉並区文化財保護条例等
利用目的(全体)	文化遺産の保護及び区民の郷土の学習、研究のため、区内の文化財を区指定・登録文化財とし保護・保存するため

システム名	杉並区デジタルアーカイブシステム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	区の資料のインターネット公開

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の 範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の 範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由			☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☒ デジタルアーカイブシステムで資料を公開するため	11		☐
2	資料の内容	☒ デジタルアーカイブシステムで資料を公開するため	12		☐
3	家族構成	☒ デジタルアーカイブシステムで資料を公開するため	13		☐
4		☐	14		☐
5		☐	15		☐
6		☐	16		☐
7		☐	17		☐
8		☐	18		☐
9		☐	19		☐
10		☐	20		☐

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	郷土博物館資料の収集・保管・展示に関する業務、文化財の保護・保存・活用に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課
業務の根拠法令等	博物館法、杉並区立郷土博物館条例等、文化財保護法、杉並区文化財保護条例等
利用目的(全体)	文化遺産の保護及び区民の郷土の学習、研究のため、区内の文化財を区指定・登録文化財とし保護・保存するため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>															
☒	①	対象者数<第2号ア>	300	人	☒	②	操作員数<第2号イ>	22	人	☒	③	操作員種別<第2号ウ>	区職員	操作員の詳細<第2号ウ関連>	
☒	④	データ処理件数<第2号エ>	300	件	☒	⑤	操作端末種別<第2号オ>	その他	(その他の場合)操作端末の詳細<第2号オ関連>	内部情報系端末(switchPC)及び独自調達端末(独自ネットワーク)					
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>															
確認事項								確認事項への具体的対応・代替措置等							
☒	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など						☒	バックアップ	自動で日次バックアップを行う。					
								☒	データの暗号化	クラウドサービスとの通信は暗号化されている。					
								☒	ログの取得管理	管理画面の操作について、操作内容、操作対象、操作ユーザ、操作時間を記録し、定期的に確認を行う。					
								☒	パスワード認証	管理画面の操作はログインID、ログインパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。					
								無	ICカード認証						
								無	生体認証						
								☒	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。					
								☒	ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。					
								☒	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。					
								無	(その他)						
☒	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>						ログインするID・パスワードは各ユーザに付与し、権限は権限に応じて設定する。職員に異動がある場合には、都度ユーザIDを削除、追加する。							
☒	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>						システムに記録する保有個人情報が記録された媒体の外部への送付は行わない。							

外部結合の記録

業務の名称	郷土博物館資料の収集・保管・展示	に関する業務
部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課	
外部結合の相手方	民間事業者(クラウドサービス保守運用等) ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☐ LGWAN回線 ☒ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☐ その他:	
外部結合を行う理由	民間事業者が提供するデジタルアーカイブシステムに資料データを転送し、同期するため	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	民間事業者(クラウドサービス保守運用等)	
関連帳票	外部委託の記録	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	氏名
2	資料の内容
3	家族構成
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

外部結合の記録

業務の名称	文化財の保護・保存・活用	に関する業務
部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課	
外部結合の相手方	民間事業者(クラウドサービス保守運用等) ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☐ LGWAN回線 ☒ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☐ その他:	
外部結合を行う理由	民間事業者が提供するデジタルアーカイブシステムに資料データを転送し、同期するため	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	民間事業者(クラウドサービス保守運用等)	
関連帳票	外部委託の記録	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	氏名
2	資料の内容
3	家族構成
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	郷土博物館資料の収集・保管・展示に関する業務、文化財の保護・保存・活用に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課
業務の根拠法令等	博物館法、杉並区立郷土博物館条例等、文化財保護法、杉並区文化財保護条例等
利用目的(全体)	文化遺産の保護及び区民の郷土の学習、研究のため、区内の文化財を区指定・登録文化財とし保護・保存するため

システム名	杉並区デジタルアーカイブシステム
外部結合を行う業務の内容	区の資料のインターネット公開

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
1	氏名		☒	民間事業者が提供するデジタルアーカイブシステムに資料データを転送し、同期するため
2	資料の内容		☒	民間事業者が提供するデジタルアーカイブシステムに資料データを転送し、同期するため
3	家族構成		☒	民間事業者が提供するデジタルアーカイブシステムに資料データを転送し、同期するため
4			☐	
5			☐	
6			☐	
7			☐	
8			☐	
9			☐	
10			☐	

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	郷土博物館資料の収集・保管・展示に関する業務、文化財の保護・保存・活用に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課
業務の根拠法令等	博物館法、杉並区立郷土博物館条例等、文化財保護法、杉並区文化財保護条例等
利用目的(全体)	文化遺産の保護及び区民の郷土の学習、研究のため、区内の文化財を区指定・登録文化財とし保護・保存するため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連>	クラウドサービス提供事業者
②	外部結合の方法<第4号>	インターネット回線	その他の場合の詳細<第4号関連>	
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>		根拠	根拠をブルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部結合による提供】 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。
			具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 民間事業者が提供するデジタルアーカイブシステムに資料データを転送し、同期するため
④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>			
⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>			
⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>			
⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>		提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。	
⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>			
⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>			
⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>			

外部提供の記録

業務の名称	郷土博物館資料の収集・保管・展示			に関する業務
部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課			
外部提供を受ける者	資料を閲覧する者			
外部提供を受ける者の利用目的	郷土杉並の学習・研究のため			
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり ☒ 相当の理由がある		
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)		
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)		
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号	
	上記の法令根拠 又は 相当の理由	郷土杉並の学習・研究のため		
外部提供の方法	☒ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☒ その他: 展示			
	外部結合による提供	外部結合の記録 のとおり		
外部提供の相手方に求めた措置の内容				

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	寄贈者・寄託者の氏名
2	資料の内容
3	資料の保管状況
4	資料の所有者・保持者・管理者の氏名
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

外部結合の記録

業務の名称	郷土博物館資料の収集・保管・展示	に関する業務
部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課	
外部結合の相手方	民間事業者(クラウドサービス) ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☐ LGWAN回線 ☒ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☐ その他:	
外部結合を行う理由	デジタルアーカイブシステムで資料を公開するため	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	資料を閲覧する者	
関連帳票	外部提供の記録	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	氏名
2	資料の内容
3	家族構成
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

外部提供の記録

業務の名称	文化財の保護・保存・活用			に関する業務
部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課			
外部提供を受ける者	資料を閲覧する者			
外部提供を受ける者の利用目的	文化財の学習・研究のため			
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり ☒ 相当の理由がある		
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)		
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)		
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号	
	上記の法令根拠 又は 相当の理由	文化財の学習・研究のため		
外部提供の方法	☒ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☒ その他: 展示			
	外部結合による提供	外部結合の記録 のとおり		
外部提供の相手方に求めた措置の内容				

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	資料の内容
3	家族構成
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

外部結合の記録

業務の名称	文化財の保護・保存・活用	に関する業務
部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課	
外部結合の相手方	民間事業者(クラウドサービス) ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☐ LGWAN回線 ☒ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☐ その他:	
外部結合を行う理由	デジタルアーカイブシステムで資料を公開するため	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	資料を閲覧する者	
関連帳票	外部提供の記録	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	氏名
2	資料の内容
3	家族構成
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	郷土博物館資料の収集・保管・展示に関する業務、文化財の保護・保存・活用に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課
業務の根拠法令等	博物館法、杉並区立郷土博物館条例等、文化財保護法、杉並区文化財保護条例等
利用目的(全体)	文化遺産の保護及び区民の郷土の学習、研究のため、区内の文化財を区指定・登録文化財とし保護・保存するため

システム名	杉並区デジタルアーカイブシステム
外部結合を行う業務の内容	区の資料のインターネット公開

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
1	氏名		☒	デジタルアーカイブシステムで資料を公開するため
2	資料の内容		☒	デジタルアーカイブシステムで資料を公開するため
3	家族構成		☒	デジタルアーカイブシステムで資料を公開するため
4			☐	
5			☐	
6			☐	
7			☐	
8			☐	
9			☐	
10			☐	

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	郷土博物館資料の収集・保管・展示に関する業務、文化財の保護・保存・活用に関する業務
主管部課名	教育委員会事務局生涯学習推進課
業務の根拠法令等	博物館法、杉並区立郷土博物館条例等、文化財保護法、杉並区文化財保護条例等
利用目的(全体)	文化遺産の保護及び区民の郷土の学習、研究のため、区内の文化財を区指定・登録文化財とし保護・保存するため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
☒	①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連> クラウドサービス提供事業者
☒	②	外部結合の方法<第4号>	インターネット回線	その他の場合の詳細<第4号関連>
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
☒		確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等
☒	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>		根拠 根拠をブルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部結合による提供】保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 具体的内容 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 デジタルアーカイブシステムで資料を公開するため
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
☒	⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>		提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		